令和6年度 市の裁量により増減する事業一覧

(単位:千円)

No.	事業名	減免対象者	増減の内容とそれに至った理由
1	生活保護世帯等へ の下水道使用料減 免措置の廃止	生活保護世帯中国残留邦人等支援給付世帯	【内容】 生活保護世帯等に対する下水道使用料の減免の廃止 【金額】(一般会計繰入額=減免額) R5年度予算:92,065千円 → R6年度予算:0 【理由】(経緯) 【理由】(経緯) 【理由】(経緯) (共行機能) 「生活保護世帯等に対しては、減免の申請があった世帯に関し、一般会計からの繰入を財源として、下水道使用料の基本使用料(月額697円(消費税込))を減免していた。しかし、①厚生労働省が「下水道使用料は生活保護費でまかなうべき」との見解を示していること ②他の政令指定都市においても制度の見直しが進み、現在(令和4年度)では過半数が減免を行っていないこと ③下水道普及率が99.9%(令和2年度)に達し、普及促進の役割を終えていることを踏まえ、負担の適正化の観点から「令和4年度 北九州市行財政改革推進計画」における新規の取り組みとして位置づけ、減免のあり方について検討を行った。検討の結果、有識者会議や議会の意見も踏まえ、令和4年10月に減免制度について廃止したが、令和4年9月30日時点の減免対象世帯に関しては、経過措置として令和6年3月までは減免を継続することとした。令和6年度からは、当該減免の経過措置がなくなるもの。